

博士論文審査及び学力の確認の結果

審査委員（主査） 上村忠男 印

澤井茂夫氏の博士学位請求論文「ルネサンス——知と魔術の研究」は、ルネサンス期のイタリアに多様な形態と広がりのもとに現われた知の特質をとりわけ魔術の知に焦点を合わせて分析しようとしたものであるが、このテーマをめぐっての澤井氏の研究経歴は長く、『イタリア学会誌』第31号（1982年3月）に発表された「カルダーノ自伝の研究」以来20年近くに及んでいる。そして成果は順次『ユートピアの憂鬱』（海鳴社、1985年）、『魔術の復権』（人文書院、1989年）、『鍊金術』（講談社、1992年）、『ルネサンス文化と科学』（山川出版社、1996年）などにまとめられて公刊されたのち、1998年山川出版社から出版された『ルネサンスの知と魔術』において一応の集大成を見ることとなった（筆名は澤井繁男）。今回審査対象となった氏の博士学位請求論文は、この1998年の著作を本学大学院地域文化研究科博士後期課程学務委員会の要請に応じて一部修正のうえ提出されたものである。論文を正式に受理する前のチェックの段階で学務委員会から出された修正要請は、1998年の著作では同著作が一般読者を対象にしたものであったため省略されていた典拠の注記にかんするものであった。なお、審査委員会では、参考論文として『魔術の復権』の提出をも求めた。

審査には、論文のテーマと内容が一方ではきわめて特殊的なものであると同時に他方ではじつに広範囲にわたる包括的なものでもあることを考慮して、哲学・思想史から文学研究、さらには政治学・政治思想史から科学論・科学史にいたるまでの多様な分野の委員が当たるとともに、とりわけ今回のテーマに造詣の深い哲学者の中村雄二郎氏に学外から正規の審査委員として参加願った。審査の概要是以下のとおりである。

まず澤井氏の論文が呈している主要な問題点として、主査の上村忠男委員（学問論・思想史）からつぎの諸点が指摘された。

(1) 澤井氏は「ルネサンス」を「中世」と「近代」のはざまにあっての古代復興というよりは「始源への意味論的回帰」をくわだてた時期というようにとらえているが、その場合の「古代／中世／近代」の対置の仕方があまりにも図式的でステロタイプ的であり過ぎ

る。そもそも「ルネサンス」を扱うというのは、そのような「古代／中世／近代」の時代区分の妥当性そのものをエポケーし、主題的に問い合わせすことではないのか。

(2) この図式的理解の問題性がもっとも露骨にあらわれているのは、魔術と近代自然科学の関係についての澤井氏の捉え方である。氏は「自然界に法則性を見出してやがて支配へと至った近代自然科学とちがって、魔術の場合はあくまで自然と調和を図りながらの作業である」として魔術と近代自然科学を対立的にとらえているが、むしろ現在課題となるのは両者のあいだに存在したと推測される連関性＝連續性を明らかにして、近代自然科学そのものの理解に新しい道を開くことであろう。

(3) 澤井氏は今回の論文において考察の対象とするテクストを〈散文〉に限定している。そして、その理由として、〈韻文〉が既成の社会の規範に即した表現であり、その意味で閉ざされた世界の所産であるのにたいして、〈散文〉はそうした規範や制約が破れて開かれた世界に向かい一つある社会において出現する自由闊達な表現だと考えられるということを挙げているが、この説明はいただけない。散文、とりわけ作者不詳の説話の世界のうちにこそ、「人々の生の声」や「現実の〈生身〉の人間の姿」を探りあてることができるとの説明にいたっては、なおのこと疑問とせざるをえない。ここは韻文と散文とを問わず、文学的表現の基底にあって作用していると想定されるヴィーゴ的意味においての「詩的知恵」のありようを解明するのが目的であるとすべきであつただろう。

(4) 総じてルネサンス期の「実相」を「この目で確かめる」という澤井氏の方法的姿勢は認識論的・方法論的に見てあまりにもナイーヴに過ぎるといわざるをえない。そのうえ、「この目で確かめる」といいながら、肝腎のテクストについてオリジナルに当たらず、他の研究文献からの重引で済ませてしまっている個所が散見されるのも問題である。

うち、「古代／中世／近代」や「韻文／散文」の対置の仕方が図式的に過ぎるという点は、高下一郎委員（政治学・イタリア政治思想史）からも指摘された。高下委員は、さらに(1) 説話ははたして澤井氏のいうように無名的で無意識的といえるのかと疑問を呈するとともに、(2) とくにマキアヴェッリにおける *virtù* / *fortuna* の対位法についての澤井氏の理解は今日ではもはや通用しないものであり、いわゆる国家理性論とはむしろ逆の解釈、つまりは専制君主権の打倒をもくろんだ共和主義的革命家としてのマキアヴェッリという見方こそがイタリアでは伝統的に行われてきていたことを最新の研究は明らかにしていることに澤井氏の注意喚起をうながした。

また吉本秀之委員（科学論・科学史）からは、(1) 科学史にかんして使用されている研

究文献が古く、最新の研究成果がまったく参照されていないのは、研究対象をイタリア・ルネサンスに限定しているとはいえ、勉強不足といわざるをえない、(2)科学についての理解が素朴実証主義の域を出ておらず、たとえばガリレオについてもあたかも経験主義的科学者であったかのように受け取られていて、かれの画期的意義がむしろ経験に反する理論を立てることで科学的な認識と論証の方法に新しい局面を開いた点にあったことがとらえられていない、等々の指摘にくわえて、とりわけ、(3)澤井氏は科学と魔術を二元論的に対立させてとらえているが、むしろ魔術と近代科学とのあいだに存在したと想定される微妙な絡み合いを掘り起こすことこそが今日の課題ではないのか、との疑義が提出された。これは上村委員からも提出された疑義である。さらに、(4)自然魔術について澤井氏はその科学的性格を力説しているが、この点についてはこれをただちに「科学(Science)」に接続させるよりは「自然誌(Natural History)」のコンテクストのなかで考えたほうがよいのではないか、との助言がなされた。

さらに沓掛良彦委員(古典文学・比較文学)からは、全体が一般読者向けの雑誌に書かれた文章をも含めた「寄せ集め」的構成になっており、しかも何かを論証しようとした論説というよりは概説的・紹介的な叙述としての性格が強いとの感想が述べられたうえで、文学史の立場から見ても本来ならば参照されていてしかるべきであった基礎文献についての遺漏が目立つとして、とくにつぎの2点が指摘された。

(1) 第Ⅰ章の〈心臓を食う話〉をとりあげた個所で、トルバドゥールや『クーシーの城主とファイエルの奥方の話』が、作品そのものを参照せず、堀米庸三氏の本に出てくる概説で済ませてしまっているのは承服できない。じかに作品にあたって比較検討していれば、澤井氏によるノヴェッリーノ第62話の読み自体もっと深まり、安易に結論を出すことも防げたはずである。

(2) 第Ⅱ章「知の形と広がり」は全体として既知のことを祖述しているにすぎない個所が多く、それもガレンやクリステラーの研究に寄りかかりすぎている。同じ祖述するにしても、たとえば「文法」の節ではロビンズの『言語学史』や『ヨーロッパ古代・中世文法論』(ともに邦訳あり)はぜひ覗いておくべきであつただろうし、また「古典への情熱」の節で人文主義者たちによるギリシア・ローマ古典の収集と出版の活動に触れたくだりではR. Pfeifer, History of Classical Scholarship 1300-1850は参考しておいて欲しかった。

この一方で、中村雄二郎委員(哲学)からは、第Ⅲ章のなかで「カンパネッラの空間性」

とあるのは「宇宙性」としたほうが適切ではなかったかとの指摘があったものの、澤井氏のこのたびの学位請求論文はこれまでに読んだ氏のどの著書よりも密度も濃く、迫力に満ちていて、総体的に見て「たいへんな力作」であるとの高い評価があたえられた。くわえては、今回の論文が成功を収めたのは、たぶん、澤井氏が戦略的に〈散文〉を中心にテクストを選んだからであろうとの所見が述べられた。

また、この点に関連しては、杏掛委員からも澤井氏の文章力を高く評価して、すぐれた文才を感じさせる明晰な文体によってイタリア・ルネサンスの知の風景がじつに生き生きと「描出」されているのが今回提出された氏の論文の最大の特徴であるとの所見が述べられた。そして、このように澤井氏が〈散文〉を中心に考察と分析を進め、そこに氏の持ち前の文才を共振させるという戦略をとって、イタリア・ルネサンスの知の全体像を描きあげるのに成功を収めているという点については、他の3委員にも異存はなかった。

なお、澤井氏は今回の論文においてルネサンスの知における「〈生命〉的基調」を浮き彫りにすることに格別の力を注いでいる。そして、このルネサンスの知における「〈生命〉的基調」を浮き彫りにすることをめざした氏の文章には独特の陰影と息遣いが感知される。それが氏の長年にわたる闘病生活に起因するものであることを最終試験の場で氏は打ち明けてくれた。氏は腎臓を患って長らく透析生活を送ったのち、腎臓移植の手術を受けた。ところが、その移植腎が機能不全を起こし、現在はふたたび透析生活に戻っている。今回の論文において一応の集大成を見ることになったイタリア・ルネサンス期の「生命主義(vitalismo)」をめぐっての氏の一連の仕事は、このような自らの闘病体験についての氏の思索の過程を記録したものでもあったのである。

以上を総合的に勘案した結果、本審査委員会は全員一致して、澤井氏によって提出された論文は博士の学位を授与するにふさわしいものと判定した。